

配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について

【報 告】

平成 16 年 7 月 27 日

東京都男女平等参画審議会

本報告においては、配偶者等に暴力をふるう者を「加害者」、暴力をふるわれる者を「被害者」と記述している。

目 次

第1章 最終報告にあたって

- 第1 「中間報告」の概要 1
- 第2 「中間報告」以降の配偶者暴力対策に関する動き 3

第2章 取組みの方向と具体的な施策のあり方について

- 方向性1 被害者の安全と安心を確保し、生活を再建するための
継続した支援を行う 4
- 方向性2 配偶者暴力のある家庭等の子どもへの支援を行う 8
- 方向性3 被害者の安全確保、被害の防止など被害者支援の視点
からの加害者対応について検討を進める 10
- 方向性4 早期発見・未然防止のために社会で取組む 12
- 方向性5 支援関係機関のネットワークを構築し、連携を進める 14

第3章 施策を効果的に実現するために 17

資 料 19